

【生殖医療部】新型コロナウイルスに対する学会通知について

5月14日付で39県の緊急事態宣言が解除され、日本生殖医学会より不妊治療（人工授精、体外受精・胚移植、生殖外科手術などの治療）を延期していた患者様には、COVID-19感染対策を講じた上で不妊治療の再開を考慮するとの提言がありました。

当院としましては、緊急事態宣言後より実施してまいりました診療方針に沿って診療を行います。感染動向は都道府県や地域によって異なり、また患者様ごとに感染リスク、背景も異なります。したがって、治療実施については医師から十分説明を聞いた上で、ご夫婦でよく相談して決めて下さい。

引き続き、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

WHO および関連学会の声明も随時更新されていますので、下記 URL よりご参照下さい。

WHO <https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019>

日本産科婦人科学会 http://www.jsog.or.jp/uploads/files/news/20200407_COVID-19.pdf

IFFS <https://www.iffsreproduction.org/page/COVID-19>

ESHRE <https://www.eshre.eu/Press-Room/ESHRE-News>

ASRM <https://www.asrm.org/news-and-publications/covid-19/>

ICMART <https://www.icmartivf.org/news/>

2020年5月18日

広島中央通り 香月産婦人科